

## 滋賀県公共建築物等長寿命化等推進基金条例案要綱

### 1 制定の理由

県が有する公共建築物等の修繕による長寿命化および改築等による更新を計画的に推進するため、新たに滋賀県公共建築物等長寿命化等推進基金を設置しようとするものです。

### 2 概要

- (1) 県が有する公共建築物等の修繕による長寿命化および改築等による更新を計画的に推進するため、滋賀県公共建築物等長寿命化等推進基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) この条例は、公布の日から施行することとします。

## 滋賀県公共建築物等長寿命化等推進基金条例案

### (設置)

第1条 県が有する公共建築物等の修繕による長寿命化および改築等による更新を計画的に推進するため、滋賀県公共建築物等長寿命化等推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 滋賀県公共建築物等長寿命化等推進基金の設置について

## 1. 基金の名称

滋賀県公共建築物等長寿命化等推進基金

## 2. 基金の設置理由

- ・ 県が有する公共建築物等は約 4,100 棟あり、老朽化の進行により、今後の維持管理や更新には、多額の財政負担が見込まれる。
- ・ このため、今後の対策としては、
  - ① 将来の人口減少等の動向も見据えた「施設総量の適正化」
  - ② 現有施設の使用期間の延伸を図る「長寿命化」
  - ③ 限られた財源の範囲内で、緊急性の高い施設から建替等を行う「計画的な更新」の3つの取組を、同時並行で進めることとしている。
- ・ 「長寿命化」を図るための予防保全には、毎年度、一定の工事費を伴うが、この取組は、各年度の財政収支の状況に左右されることなく、計画的かつ継続的に実施することで効果が発揮される。
- ・ また、「施設の更新」の際には、短期間に多額の財政負担を伴い、かつ、施設の規模等によって年度間の所要額も大きく増減する。
- ・ こうした点を踏まえ、今後の事業実施に備え、一定程度の財源を安定的に確保するための基金を新たに設置し、事業の円滑な推進を図る。

## 3. 基金の対象施設

県が有する公共建築物等

(公共用 [公の施設]、公用 [庁舎等]、その他県が所有する建築物 [普通財産])

※ただし、県営住宅、インフラ関係の建築物(都市公園施設等)、公営企業会計に属する建築物を除く。

## 4. 基金の対象事業

- ・ 修繕による長寿命化(予防保全工事、機能向上を図るための修繕・改修工事 等)
- ・ 改築等による更新(建替、施設の統合 等)

## 5. 積立額

10 億円(平成 26 年度 2 月補正予算)

